



UNITED ARROWS LTD.

The 34th Ordinary General Meeting of Shareholders



第34回 定時株主総会 招集ご通知

日時	2023年6月26日(月曜日)午後6時
場所	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 3階 大手町三井ホール
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

Contents

はじめに Introduction	社長挨拶 Message from the President	01
	サステナビリティ活動 Sustainability Action	02
	連結業績ハイライト Consolidated Financial Highlights	04
株主総会招集ご通知 Ordinary General Meeting of Shareholders	05
株主総会参考書類 Reference Documents	第1号議案 Agenda Item 1. 剰余金処分の件	12
	第2号議案 Agenda Item 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	13
	第3号議案 Agenda Item 3. 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	19
事業報告 Business Report	30
連結計算書類 Consolidated Financial Statements	56
計算書類 Financial Statements	69
監査報告 Audit Reports	79

Message from the President

社長挨拶



株主の皆様には、格別のご支援とご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

「危機に打ち勝ち、稼ぐ力を取り戻す」を基本方針とする前中期経営計画が終了しました。この間、収益構造を抜本的に見直す様々な施策を実施し、定価販売を強化して適切な売上総利益率を確保する売り方に切り替えました。OMO* 推進や新ブランド開発など、今後の成長に向けた取り組みにも着手し、業績を改善させています。

2023年5月に、2033年3月期を最終年度とする長期ビジョン、2026年3月期を最終年度とする中期経営計画を発表しました。

長期ビジョンのスローガンは「美しい会社ユニテッドアローズ、真善美を追求し続けることでサステナブルな社会の実現に貢献し、お客様に愛され続ける高付加価値提供グループになる」です。当社は高感度・高付加価値ライフスタイル提供グループとなり、高感度な生活をするために欠かせない存在でありたいと考えています。事業領域をライフスタイル全般に広げ、顧客層を拡大することで長期ビジョンの達成を目指します。

新中期経営計画のテーマは「感動提供 ～お客様と深く広く繋がる～」です。お客様との接点を深めながら既存事業を成長させ、事業領域を拡大することで、長期ビジョンへの土台を作る3年間です。ヒト、モノ、ウツワの競争優位性を最大限に発揮し、たゆまぬ努力を続け、この計画を達成します。それが当社の企業価値を高め、株主様価値へと繋がっていくものと信じています。

株主の皆様には、ユニテッドアローズ グループに引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

*Online Merges with Offline の略。オンラインとオフラインの融合を指す。

代表取締役 社長執行役員 CEO 松崎 善則

Sustainability Action

サステナビリティ活動



SARROWSTM

“SARROWS”は、ユナイテッドアローズが進めるサステナビリティ活動の合言葉です。

循環するファッションを追い求める「サーキュラリティ」

永遠に美しい地球を目指す「カーボンニュートラル」

そしてそれらの活動を健やかに支える「ヒューマニティ」。

この3つをテーマに、ユナイテッドアローズに関わる

全ての皆さまとともに、こころ豊かな未来を

目指していきたいと考えています。



SARROWSについて
詳しくはこちら

ユニテッドアローズの今と2030年の目標

FY2022

Circularity

循環するファッション



商品の廃棄率 (%) (目標値 0.1%/FY2031) 1.0

環境配慮商品の割合 (%) (目標値 50%/FY2031) 2.0

Carbon Neutrality

カーボンニュートラルな世界へ



CO₂排出量の削減率 (%) (目標値 30%/FY2031) 10.8

再生可能エネルギーの割合 (%) (目標値 50%/FY2031) 3.2

Humanity

健やかに働く、暮らす



行動規範同意書の取得率 (%) (目標値 100%/FY2031) 11.6

従業員エンゲージメントスコア (%) (目標値 80%/FY2031) 70

透明性のある企業を目指して ESG Data Book



ESG Data Bookについて
詳しくはこちら

ユニテッドアローズではESGデータブックを発行しています。企業活動における環境影響評価、人権配慮や社会貢献などの情報に関する透明性の担保が企業ガバナンスとして評価されるようになってきました。ESGに関する情報を客観的な統計データとして開示することで、今のユニテッドアローズの情報を正確に伝え、これからよりよくなることをわかりやすく示すことができます。環境分野でいえば事業活動による環境負荷の数値、社会分野でいえば多様性の観点から当社で働くメンバーの男女比率や産休・育休の取得率などが挙げられます。これにより事業活動の透明化がはかられ、ステークホルダーの皆さんと持続可能な未来に向けた価値創造に関する議論が促進できると考えています。

Consolidated Financial Highlights

連結業績ハイライト

売上高

130,135百万円

前年比9.9%増 ↗

営業利益

6,362百万円

前年比278.0%増 ↗

営業利益率

4.9%

前年比3.5pt増 ↗

親会社株主に帰属
する当期純利益

4,341百万円

前年比492.6%増 ↗

ROE
(自己資本当期純利益率)

13.6%

株主各位

証券コード 7606

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日2023年5月26日)

東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号

(本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号)

株式会社ユナイテッドアローズ

代表取締役 社長執行役員 松崎善則

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにも株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト「株主総会」ページ

<https://www.united-arrows.co.jp/ir/stockinfo/notification/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにもアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ユナイテッドアローズ」または「コード」に当社証券コード「7606」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」（7頁から8頁）をご参照いただき、2023年6月23日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時	2023年6月26日（月曜日）午後6時
場 所	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 3階 大手町三井ホール
目的事項	報告事項 1. 第34期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第34期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以上

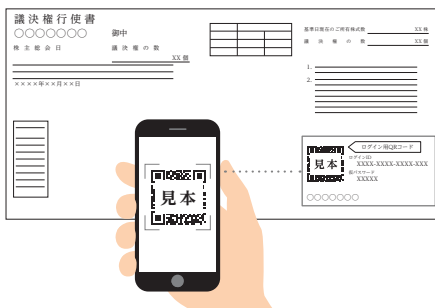
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午後5時を予定しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。
 - ・事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査等委員会が監査をした書類の一部であります。
- 議決権行使書において、議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られ、その代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面を当社に提出させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

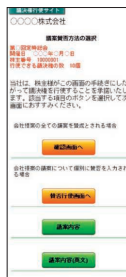
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

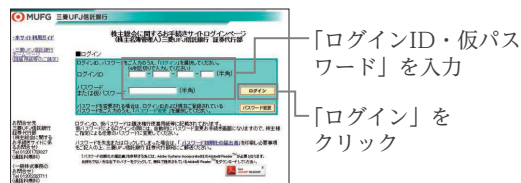


ログインID・仮パスワードを入力する方法

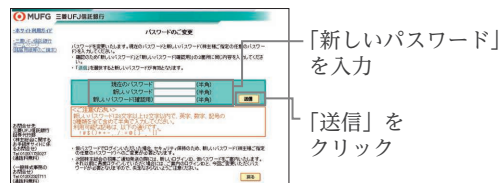
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信および事前質問に関するご案内

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。また、株主総会の開催に先立ちまして、本総会の目的事項に関する事前質問を受け付けいたします。

ライブ配信のご視聴方法

開催日時

2023年6月26日（月曜日） 午後6時から株主総会終了時刻まで

専用サイトURL

<https://web.sharely.app/login/united-arrows-34>



- ① 上記のURLをご入力いただくか、右のQRコードを読み込みいただき、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」の2項目を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

事前質問の受付について

受付期間

2023年5月26日（金曜日）午前0時から2023年6月15日（木曜日）午後5時まで

専用サイトURL

https://web.sharely.app/e/united-arrows-34/pre_question



- ① 上記のURLをご入力いただくか、右のQRコードを読み込みいただき、事前質問ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」の2項目を画面表示に従って入力し、ログインしてください。
- ③ 事前質問フォームにアクセスしましたら「議案を選択」ボタンから対象となる議題を選択のうえ、質問内容欄にご質問を150文字以内で入力し、画面右下の「送信する」ボタンをクリックしてください。

システムに関するお問合せ先

ライブ配信および事前質問受付のシステムに関するご不明点につきましては、以下のURLより「株主様向けFAQ」をご参照ください。

URL：<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

当日のライブ配信に関し、ログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、以下の窓口までお問合せください。なお、株主総会の議案に関するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見およびご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

【ライブ配信のご視聴に関するお問合せ窓口（当日専用）】

Sharely専用ダイヤル：03-6416-5286

受付時間：2023年6月26日（株主総会当日）午後3時30分から午後8時まで

<ライブ配信および事前質問に関するご留意事項>

- ライブ配信のご視聴および事前質問は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ライブ配信のご視聴および事前質問をご提出いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ライブ配信の映像や音声データの第三者への提供、公開での上映、転載・複製およびシステムへのログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている議決権行使およびご質問や動議を行うことはできません。ご視聴される株主様は、別途ご案内しているとおりインターネットまたは書面により事前に議決権を行使いただいたうえでご視聴ください。
- 天変地異や機材トラブル等やむを得ない事情により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。運営に関して変更等が生じた場合には、当社ウェブサイト等にてお知らせいたします。
- ご使用のパソコンやスマートフォンの環境（機種、性能等）またはインターネットの接続環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本総会当日にご回答させていただく予定です。頂戴した全てのご質問に対してご回答するものではございません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

Reference Documents

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、業績に連動した安定的な配当を実施することで、株主の皆様に対する利益還元の実現を目指すことを配当の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 35円 配当総額 997,334,940円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月27日

以上により、すでに実施済の中間配当金1株につき12円とあわせまして、当期の年間配当金は1株につき47円、連結配当性向は30.8%となります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の松崎善則、木村竜哉および東浩之の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社グループの企業価値創造に向け、経営体制をより一層強化すべく、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しては、指名・報酬等委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	まつ ざき 松崎 善則	代表取締役 社長執行役員 CEO	再任
2	き むら 木村 竜哉	取締役 専務執行役員 COO	再任
3	なか ざわ 中澤 健夫	執行役員 CFO 管理本部 本部長	新任
4	た なか 田中 和安	執行役員 CMO 新規開発室 室長	新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

1

候補者
番号まつ ざき よし のり
松 崎 善 則

再任

1974年2月22日生

取締役会への
出席状況

17/17回 (100%)

所有する
当社株式の数

52,240株



略歴、当社における地位、担当

1998年 4月 当社入社
 2005年 10月 当社UA本部 UA販売部 部長
 2008年 4月 当社BY本部 副本部長 兼 事業戦略部 部長
 2012年 4月 当社第一事業統括本部 BY本部 本部長
 2012年 7月 当社執行役員 第一事業統括本部 BY本部 本部長
 2014年 4月 当社上席執行役員 第一事業統括本部 BY本部
 本部長
 2018年 4月 当社上席執行役員 第一事業本部 本部長
 2018年 6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業本部 本部長
 2020年 11月 当社取締役 副社長執行役員 第一事業本部 本部長
 2021年 4月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO (現任)

重要な兼職の状況

株式会社コーエン 代表取締役 会長

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、店長としてキャリアを重ね、BY本部 本部長としてBY事業の発展に寄与してきた同氏は、2018年6月に取締役に就任し、トレンドマーケット向けの全事業を統括する第一事業本部 本部長として、当社の主力事業をけん引してまいりました。そして、2021年4月に代表取締役 社長執行役員に就任した後は、CEO (チーフ エグゼクティブ オフィサー) として、当社グループの経営の最高意思決定および業務執行の統括を担い、強いリーダーシップを発揮して、不採算事業や店舗の整理を実行し、在庫効率向上による売上総利益率の改善を実現することで、コロナ禍において低迷した当社グループの業績を回復させました。

以上の経歴・実績等により、新たな中期経営計画の達成に向け、当社グループの経営全体を統括するにふさわしいものとして、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

候補者
番号

きむら たつや
木村 竜哉

再任

1976年10月7日生

取締役会への
出席状況 | 17/17回 (100%)

所有する
当社株式の数 | 33,198株



略歴、当社における地位、担当

2002年 1月 当社入社
2008年 4月 当社GLR本部 販売統括部 部長
2011年 7月 当社第二事業統括本部 GLR本部 副本部長
兼 販売統括部 部長
2016年 4月 当社執行役員 GLR本部 本部長
2017年 4月 当社上席執行役員 GLR本部 本部長
2018年 4月 当社上席執行役員 第二事業本部 本部長
2018年 6月 当社取締役 常務執行役員 第二事業本部 本部長
2020年 11月 当社取締役 専務執行役員 第二事業本部 本部長
2021年 4月 当社取締役 専務執行役員 COO (現任)

重要な兼職の状況

株式会社コーエン 代表取締役 社長

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、店長としてキャリアを重ね、GLR本部 本部長としてGLR事業の発展に寄与してきた同氏は、2018年6月に取締役に就任し、ミッド・トレンドマーケット向けの全事業を統括する第二事業本部 本部長として、当社の主力事業をけん引してまいりました。そして、2021年4月よりCOO (チーフ オペレーティング オフィサー) として、当社のサプライチェーンに関わる業務執行の統括を担い、新ECサイトの構築、商品調達のデジタル化や商品管理基幹システムの改変をはじめ、当社インフラのDXを推進し、業務効率および業務生産性の向上に寄与しております。

以上の経歴・実績等により、新たな中期経営計画の達成に向け、当社グループのバリューチェーン構築を統括するにふさわしいものとして、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

候補者
番号

なか ざわ たけ お
中澤 健夫

新任

1971年5月8日生

取締役会への
出席状況

一回

所有する
当社株式の数

5,657株



略歴、当社における地位、担当

2004年 7月 当社入社
2010年 4月 当社管理本部 財務経理部 部長
2020年 4月 当社執行役員 財務経理部、計画管理部 担当
2021年 4月 当社執行役員 CFO 管理本部 本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、一貫して財務・経理部門にてキャリアを重ね、的確な投資判断やリスクコントロール等当社の財務基盤の整備に寄与してきた同氏は、2020年4月に執行役員 財務経理部、計画管理部 担当に就任し、成長エンジンへの的確な投資の割り当て等を通じて、グループ全体の企業価値向上に貢献してまいりました。そして、2021年4月よりCFO（チーフ ファイナンシャル オフィサー）として、当社のリスクマネジメントや管理会計を含む全社の管理機能の統括を担いながら、財務領域の経験および専門知識を元に当社の財務面の安定を維持し、コロナ禍による業績悪化局面を乗り越えることに貢献いたしました。

以上の経歴・実績等により、新たな中期経営計画の達成に向け、当社グループの財務・ガバナンス領域全般を統括するにふさわしいものとして、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

4

候補者
番号

た なか かず やす
田 中 和 安

新任

1967年3月17日生

取締役会への
出席状況

一回

所有する
当社株式の数

6,957株



略歴、当社における地位、担当

2008年11月 当社入社 UA本部 副本部長
兼 UA本部 ウィメンズ商品部 部長
2013年 4月 当社執行役員 第一事業統括本部 第一SBU本部
本部長
2015年 4月 当社執行役員 第一事業統括本部 第一SBU本部
本部長 兼 UA本部 副本部長
2016年 4月 当社執行役員 UA本部 本部長
2018年 4月 当社執行役員 第一事業本部 副本部長
2019年 4月 当社上席執行役員 第一事業本部 副本部長
2021年 4月 当社執行役員 営業統括本部 本部長
2022年 4月 当社執行役員 CMO 新規開発室 室長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、UA事業やSBU事業の責任者としてキャリアを重ね、同業他社での事業責任者や当社の関係会社における経営経験も活かしながら、当社のウィメンズレーベルの躍進に大きく貢献してきた同氏は、2021年4月に執行役員 営業統括本部 本部長に就任し、サプライチェーンの整備や組織改革等を通じて、当社の主力事業をけん引してまいりました。そして、2022年4月よりCMO（チーフ マーチャンダイジング オフィサー）として、当社の商品価値を高めるべく商品企画開発機能の統括を担い、また、収益力向上の視点から、全社の適正な商品調達において推進力を発揮してまいりました。

以上の経歴・実績等により、新たな中期経営計画の達成に向け、当社グループの商品企画開発全般を統括するにふさわしいものとして、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者松崎善則氏は、株式会社コーエンの代表取締役会長を、取締役候補者木村竜哉氏は、株式会社コーエンの代表取締役社長をそれぞれ兼務しており、株式会社コーエンは、当社との間に業務委託取引等の関係があります。その他、各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の全ての役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。なお、本議案における各取締役候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、当該保険契約は各取締役候補者の選任後に同一の内容で更新予定であります。

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。以下、断りがない限り、本議案において同じとする。）および執行役員（以下、取締役と執行役員をあわせて「取締役等」という。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下「本制度」という。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績および企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2020年6月19日開催の第31回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額（年額350百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。以下「金銭報酬」という。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月19日開催の第31回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度について、対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限を年額450百万円以内、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数を年30万株以内とすることにつき、ご承認をいただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、譲渡制限付株式報酬制度に係る当該報酬枠を廃止し、今後新たな譲渡制限付株式の交付は行わないことといたします。ただし、すでに交付した譲渡制限付株式は今後も存続します。

なお、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

また、当社の監査等委員会は、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であると判断しております。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、本制度に基づき、取締役等に対して「RS給付」および「PSU給付」の2種類の給付を行うこととし、各給付の概要は以下のとおりとします。

①RS給付

RS給付に関して、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中にRS給付に係る当社株式（以下「RS株式」という。）の給付を受ける場合、取締役等は、RS株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けたRS株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

②PSU給付

PSU給付に関して、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として中期経営計画最終年度の翌事業年度とします。

（2）本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とする。）および執行役員

（3）信託期間

2023年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続する。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了する。）

（4）信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2023年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、3事業年度当たり256,100ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、256,100株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2023年5月9日の終値1,981円を適用した場合、上記の必要資金は、約507百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は、以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で追加拠出額を算出するものとし、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、3事業年度当たり256,100ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は256,100株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、RS給付およびPSU給付それぞれにつき役員株式給付規程に基づき役員等を勘案して定まる数のポイントが付与され、PSU給付に係るポイントについては、中期経営計画最終年度の翌事業年度に、中期経営計画の業績達成度等に応じて調整されます。取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、256,100ポイント(うち、取締役分として165,600ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数256,100株の発行済株式総数28,495,284株(2023年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.9%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時までに当該取締役等に付与され、PSU給付に関しては調整されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」という。)

(7) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、RS給付に関しては毎年一定の時期に、PSU給付に関しては中期経営計画最終年度の翌事業年度に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として、RS給付に関しては退任時に、PSU給付に関しては中期経営計画最終年度の翌事業年度に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中にRS株式の給付を受ける場合、取締役等は、RS株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けたRS株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととし、すでに給付した当社株式等がある場合は、株式等相当の金銭の返還請求ができることとします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付されるRS株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中にRS株式の給付を受ける場合、取締役等は、RS株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、RS株式の給付を受けるものとする。）。

①譲渡制限の内容

取締役等は、RS株式の給付を受けた日から当社または当社の子会社（以下「当社グループ」という。）における取締役および執行役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けたRS株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと。

②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること。

③譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける取締役または執行役員たる地位の全てを正当な理由により退任または死亡により退任した場合で、かつ、RS株式の給付を受けた日から退任日までの間、継続して当社グループの取締役または執行役員であったことを条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること。なお、譲渡制限を解除する株式の数は、必要に応じて合理的に調整すること。

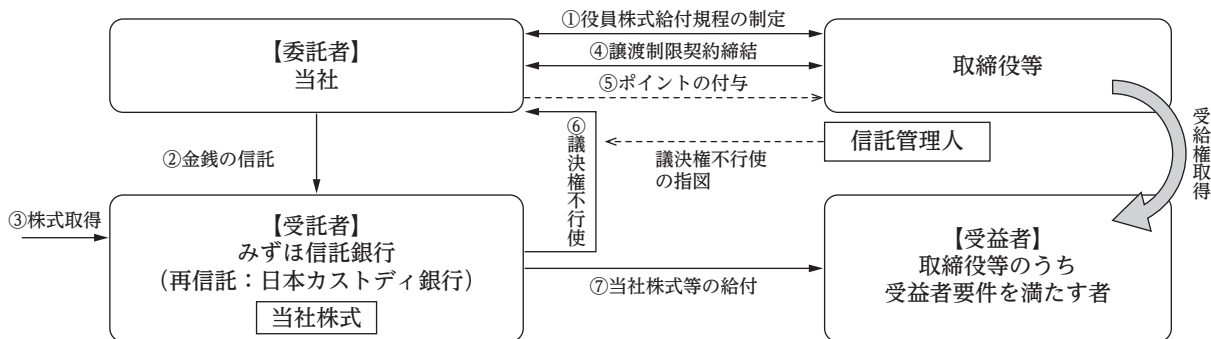
④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること。

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とするRS株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けたRS株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、RS給付に関しては毎年一定の期日に、PSU給付に関しては中期経営計画最終年度の翌事業年度に、取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与され、PSU給付に関しては調整されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、RS給付に関しては退任時に、PSU給付に関しては中期経営計画最終年度の翌事業年度に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

取締役の個人別の報酬等の決定方針

1. 基本方針

当社の役員報酬は業績向上による持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資することを基本方針とし、役割、職務、職位に見合う報酬基準および報酬構成となるよう設計いたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち代表取締役を含めた業務執行取締役の報酬は、役割、職務、職位の報酬基準に基づいて設定した固定報酬、各事業年度の会社業績や個々が設定する業務目標の達成度等の短期業績を反映した役員賞与、中長期業績を反映した株式報酬（株式給付信託（BBT））により構成するものとします。

2. 基本報酬（金銭報酬）に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬については、月額固定報酬によるものとし、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、同業他社または同規模の他社の報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮した上で、役割、職務、職位の報酬基準に基づいて決定いたします。

3. 役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）に関する業績指標の内容および報酬等の額の算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の役員賞与の額については、取締役報酬テーブルに定められた基本賞与額に対象事業年度の連結営業利益の期初計画達成度を乗じて算定し、各業務執行取締役の個別評価を勘案した上で決定します。各業務執行取締役への配分は、取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど賞与係数（基本報酬と賞与の総額に占める賞与の割合）も高くなるよう設定されており、単年度経営目標に対するコミットメントをより強めることを目的としています。なお、連結営業利益が当初業績予想に対して一定の水準を下回る場合、賞与は原則として支給されません。役員賞与が支給される場合の支給額案については、指名・報酬等委員会の諮問を経て、取締役会において決定され、事業年度末日から一定期間内に支給されるものとします。

4. 株式報酬（非金銭報酬等（業績連動報酬等に該当する株式報酬を含む。）に関する業績指標の内容、報酬等の内容および報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の株式報酬は、株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的とし、取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど報酬全体に占める割合が高くなるよう設定されており、当社および当社グループ会社の取締役および執行役員を退任するまで譲渡制限が付される譲渡制限付株式報酬ならびに、中期経営計画の達成に向けたコミットメントを強める目的から、中期経営計画の達成度合いに応じて支給される業績連動株式報酬により構成されます。

譲渡制限付株式報酬は、中期経営計画の対象期間中、当社の業務執行取締役に就任していることを条件に、毎年の上場株主総会において業務執行取締役として選任される度に付与されるものとし、付与される株式数は取締役の役割、職務、職位の報酬基準に基づいて決定され、当社および当社グループ会社の取締役および執行役員を退任するまでの間、譲渡に対する制限が付されています。

また、業績連動株式報酬については、当社の連結営業利益額および連結自己資本利益率（ROE）の達成度を基本指標

としますが、その対象となる中期経営計画において、その他の指標を取締役会が設定した場合には、その指標も含めて算定し、中期経営計画の対象期間終了後に在任期間に合わせて付与されます。

なお、譲渡制限付株式報酬と業績連動型株式報酬のいずれについても、付与対象である業務執行取締役において、株主総会もしくは取締役会において解任の決議をされた場合のほか、在任中はもちろん退任後であっても、在任中に一定の非違行為や会社に損害が及ぶような不適切行為等が見られた場合には、取締役会の決議に基づき、当該者が受領した株式および金銭に相当する経済価値の返還を請求することができるものとしています。

以上の株式報酬は、当社が設定した信託が当社株式を取得し、対象となる取締役に対して当社株式を交付する株式交付信託によって支給されます。具体的には、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき、付与対象である業務執行取締役に対して取締役の役割、職務、職位の報酬基準に応じてポイントを付与し、付与を受けたポイント数に応じて、取締役会で定めた役員株式給付規程に従って算出された株式数の当社株式を交付するものです。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の役員報酬の報酬構成は「固定報酬」、「役員賞与」および「株式報酬」（「譲渡制限付株式報酬」・「業績連動型株式報酬」）で構成しております。「役員賞与」および「株式報酬」が標準額であった場合、報酬構成は以下の方針で決定いたします。

報酬構成割合	固定報酬 48～58%程度	役員賞与 20～22%程度	譲渡制限付株式報酬 11～15%程度	業績連動型株式報酬 11～15%程度
	金銭		株式	

- (注) 1. 取締役の職務等に応じて、構成比率は異なります。
 2. 上記の図は一定の会社業績および当社株価をもとに算出したイメージであり、会社業績の変動等に応じて上記割合も変動します。
 3. 各業績連動報酬の評価指標は下記のとおりです。

金銭報酬	株式報酬
連結営業利益達成率	連結営業利益達成率、連結自己資本利益率 ※その他取締役会で定めた指標

6. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区分して、株主総会において定められた総額の範囲内において、各取締役へ配分するものとします。そのうち、基本報酬（金銭報酬）は、月額固定報酬のため、年俸の12分の1を月給として、毎月所定の日付に支給されるものとします。なお、役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）および株式報酬（非金銭報酬等（業績連動報酬等に該当する株式報酬を含む。））の支給のタイミングは、上記3.および4.のとおりです。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

当社は、独立社外取締役の適切な助言を得ることで、報酬等の決定に関する透明性および公正性をより向上させるため、指名・報酬等委員会を設置しております。当社の監査等委員以外の取締役の個別の報酬決定手続としては、上記方針に従い、株主総会の承認によって定められた枠内で、取締役会の決議に基づき決定しています。かかる決定に際しては、指名・報酬等委員会の諮問を経て、その審議および答申内容を踏まえることとしております。なお、指名・報酬等委員会は、上記に加え、取締役報酬等に関する方針、構成、報酬テーブルや算定ルールについての妥当性の検証や改定案の提示等を行います。

以上

(ご参考) 取締役および執行役員の専門性と経験 (スキルマトリックス)

本定時株主総会終了後の経営体制

◎：主に担当する領域／○：知見を有する領域

		企業経営	店舗運営 お客様対応	商品調達 SCM	ブランディング マーケティング	R&D 新規事業開発	EC	物流	ICT DX	人事 人材開発	法務 リスクコンプライアンス ガバナンス	財務 会計 税務	グローバル	サステナビリティ
取 締 役	取締役 CEO	松崎 善則	◎	○	○	○	◎				○		◎	○
	取締役 COO	木村 竜哉	◎	○	○	○		○	◎				○	
	取締役 CFO	中澤 健夫	◎								◎	◎		
	取締役 CMO (*1)	田中和安	◎	○	◎	○	◎	○						
	社外取締役	酒井由香里									○	○		
	社外取締役	倉橋 雄作									○			
	社外取締役	鷹野 志穂	○			○								
執 行 役 員	CCO (*2)	松本 真哉		○	◎	◎	○							◎
	CCO (*3)	高山 久		◎						○				
	CDO (*4)	藤原 義昭				◎	○	◎	○					
	CIO (*5)	鈴木 裕司						○	○	◎				
	CHRO (*6)	山崎 万里子				○				◎				
	CSO (*7)	丹 智 司									○	○		◎

(*1) CMO：チーフ マーチャンダイジング オフィサーの略称／(*2) CCO：チーフ クリエイティブ オフィサーの略称

(*3) CCO：チーフ カスタマー オフィサーの略称／(*4) CDO：チーフ デジタル オフィサーの略称

(*5) CIO：チーフ インフォメーション オフィサーの略称／(*6) CHRO：チーフ ヒューマンリソース オフィサーの略称

(*7) CSO：チーフ サステナビリティ オフィサーの略称

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

(ご参考) 当社の独立役員の独立性判断基準

当社は、「独立役員の独立性判断基準」を以下のとおり定め、次に掲げる項目のいずれにも該当しない場合には、当社から十分な独立性を備えているものとみなします。

- ①当社の大株主（注1）またはその業務執行者
- ②当社を主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③当社の主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④当社の主要な借入先（注4）またはその業務執行者
- ⑤当社またはその子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑥当社の直近の1事業年度において、1,000万円を超える寄付を当社またはその子会社から受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑦当社またはその子会社の業務執行者が、現任の社外取締役または社外監査役として選任されている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧最近3年間において、①から⑦までのいずれかに該当していた者
- ⑨次のi) からiii) までのいずれかに掲げる者（ただし、重要でない者を除く。）の近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）
 - i) ①から⑧までに掲げる者
 - ii) 当社の子会社の業務執行者
 - iii) 最近3年間において、ii) または当社の業務執行者に該当していた者

(注) 1. 「大株主」とは、当社の議決権の10%以上を直接または間接に保有する者をいいます。

2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社の取引先であって、当該取引先の直近の1事業年度において、取引額につき1億円または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い金額を超える金額の支払いを当社またはその子会社から受けた者をいいます。

3. 「当社の主要な取引先」とは、当社の取引先であって、当社の直近の1事業年度において、取引額につき当社グループの連結売上高の2%を超える金額を当社またはその子会社に支払った者をいいます。

4. 「当社の主要な借入先」とは、当社の借入先であって、当社の直近の事業年度の末日において、当社グループの連結総資産の2%を超える借入額に係る貸付債権を当社またはその子会社に対して有している者をいいます。

5. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の合計が当社の直近の3事業年度の平均で年額1,000万円を超えるものをいいます。

以上

Business Report

事業報告



Business Report

事業報告

2022年4月1日から2023年3月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループにおける主要な事業(ストアブランド)のコンセプト等は以下のとおりとなります。

株式会社ユニテッドアローズ



ユニテッドアローズ Concept

／ 「ユニテッドアローズ」はファッションを通した新しい日本の生活文化の創造を目指して「豊かさ・上質感」をキーワードに、大人に向けたドレス軸のライフスタイルを提案するセレクトショップです。日本と西洋の文化・伝統を融合したトラッドマインドで、世界中から選び抜いた品とオリジナル企画商品を、心地よい空間で、良質な接客・サービスを通してご提供します。



BEAUTY & YOUTH
UNITED ARROWS



ビューティ&ユース ユニテッドアローズ Concept

／ 質にこだわり清潔感と品位に裏付けられた「美しさ」。年齢にとらわれず自由な発想や知的好奇心から得る「若々しさ」。時代 / 次代の本質的な「美しさ」と「若々しさ」を継ぐこと、そして、その生活を豊かにすることを目的とした、エモーショナルな感覚で品ぞろえされたセレクトショップです。



ユニテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング Concept

- ／ Be happy ～ココロにいいオシャレな毎日～
訪れるたびに新しい発見があって、心が豊かになる「モノ」「コト」を提案するブランドです。自分らしく心地よい毎日を過ごしたいと願う男女に向けて、ほどよいトレンド感のあるビジネス・カジュアルウェア、キッズウェア、生活雑貨を展開しています。

※株式会社ユニテッドアローズはターゲットとするお客様層を2つのマーケットに分類して事業を展開しております。トレンドマーケット(客単価1万円台半ば以上)向けには「ユニテッドアローズ総合店」「ユニテッドアローズ」「ビューティ&ユース ユニテッドアローズ」「ドゥローワ」「オデット エ オディール」「ステイブン アラン」「ロク」「プラミンク」「エイチ ビューティ&ユース」「ディストリクト ユニテッドアローズ」「アストラット」「カリフォルニア ジェネラルストア」を展開し、ミッド・トレンドマーケット(客単価1万円前後)向けには「ユニテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」「シテン」を展開しております。

株式会社コーエン

coen



コーエン Concept

- ／ 2008年に誕生した「coen」。
“easy&chic style、普通に見えて一味違う、個性豊かな服を”をコンセプトに、程よいトレンドとリラックス感を取り入れた自然体で心地よく着られるカジュアルウェアブランドです。

※CHROME HEARTS JP合同会社については、2024年12月末までは当社の持分法適用会社である予定です。また、2024年12月末に最終回の持分譲渡を行うことにより、それ以降は、CHROME HEARTS JP合同会社の持分を保有しないこととなる予定です。

※台湾聯合艾諾股份有限公司では、「ユニテッドアローズ総合店」「ユニテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」「ユニテッドアローズ アウトレット」および「コーエン」を展開しております。



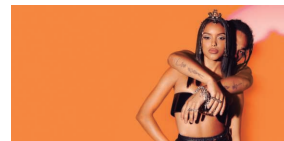
UNITED ARROWS LTD.
OUTLET



ユニテッドアローズ アウトレット Concept

- ／ メンズ・ウィメンズの綺麗めアイテムからカジュアルアイテムに至るまで、当社のストアブランドが一堂に並ぶ品揃えが魅力。靴、バッグなどの小物類とのトータルコーディネートも可能です。

CHROME HEARTS JP合同会社



クロムハーツ Concept

- ／ 1988年にリチャード・スタークと妻ローリーが立ち上げた「CHROME HEARTS」。レザーアイテムからアパレル、シルバーアイテム、ジュエリーまで展開するライフスタイルブランドです。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等により社会経済活動が正常化に向かい、緩やかに復調傾向となりました。一方、原材料価格の上昇や円安等による物価上昇に加え、世界各国での景気後退リスクの高まりなど、先行き不透明な状況が続いています。衣料品小売業界においても、人流回復等により事業環境は改善したものの、原材料高や急激な為替変動等、厳しい経営環境も継続しました。

このような状況の下、当社は2023年3月期のグループ経営方針に「感動提供 すてきな接客 すてきな商品 ヒトのチカラ モノのチカラ」を掲げました。創業以来、経営をはじめ日々の営業活動においても常にお客様視点を判断軸とし、ヒト（接客・サービス）、モノ（商品）、ウツワ（施設・空間・環境）の力を高めることで、お客様に感動を提供してきたことが当社の強みであると認識しています。この強みに一層磨きをかけ、当社の価値創造の基盤となるお客様価値を高めることを起点に、全てのステークホルダーの価値をバランス良く向上させることを目指しました。

「感動提供」の実現に向けて、既存店を回復させることを重点戦略に定め、「感動接客-販売力の底上げ」、「感動クリエイション-商品力の底上げ」、「新たなUAへの挑戦-積極的なトライアンドエラー」に取り組みました。

「感動接客」では、社会経済活動の正常化に伴い人流回復が進み、小売既存店売上高前期比（単体）は116.3%と、実店舗が大きな回復を見せました。接客技術向上に向けた教育等の取り組みも奏功し、日々のきめ細かな接客に対するお客様からの感謝の言葉が増加しました。通販サイトでのスタッフスタイリング等の投稿を増やしコンテンツ経由売上が伸長するなど、OMO施策も積極的に推進しています。定価販売を強化するべく、商品の魅力を的確に伝えた結果、セール販売を抑制したものの、小売+ネット通販既存店買上客数前期比（単体）は100.8%と前期並みを維持し、小売+ネット通販既存店客単価（単体）を前年の110.3%と大きく改善させました。これらの結果、小売+ネット通販既存店売上高前期比（単体）は111.2%となりました。

「感動クリエイション」では、品番数を絞り商品1点1点のクオリティを高めることに注力しました。併せて、適正な調達を行ったほか、セール期間の短縮、セール対象品や値下げ率を精査することによりセール販売をおさえるなどマーチャндаイジングの精度向上にも取り組みました。これらの結果、定価販売構成比が前年から大幅に向上し、売上総利益率が前期から改善しました。

「新たなUAへの挑戦」では、2026年3月期を最終年度とする新中期経営計画に向け、既存ブランドの再編に加えて、事業領域とお客様層の拡大を企図した新規ドメインやブランドの開発等に着手しました。

これらの重点戦略を下支えしつつ、当社の持続的成長も担保するベース戦略として「ES（*）推進」、「DX推進」、「サステナビリティ推進」の3つの戦略も実行しました。

（*）ES： Employee Satisfactionの略。従業員満足を指す。

感動提供の源となる従業員に対する「ES推進」では、報酬と働き甲斐の両面からの従業員エンゲージメント向上に向けて、昇格制度や報酬設計などの各種制度や人事関連施策を見直しました。従業員意識調査の結果を踏まえて、モチベーションやスキルの向上を望む従業員に対する教育機会を充実させたほか、教育体系の立案にも着手しました。適材適所の人材配置や異動の活性化に向けた仕組みの構築準備も進めました。

「DX推進」では、生産背景の生産性向上等に向けた基盤の構築と、デジタル技術を活用したお客様体験価値の向上に向けた取組み等を進めました。基盤の構築については、データ活用による生産背景の最適化と物流の効率化を目指した、基幹システムの刷新準備を進めました。お客様体験価値の向上への取組みでは、自社通販サイトにおいて、さらなる利便性改善に向けたシステム改修と、在庫配分の適正化や実店舗在庫の引き当て販売などの課題解決を重ねました。加えて、SNSの戦略的運用により商品やブランドの認知拡大を図ったほか、自社通販サイトでのスタッフスタイリングや動画、商品紹介コメント等のコンテンツを拡充し閲覧数や経由売上を伸ばすなど、お客様との接点を広げました。お客様との接点をより一層拡大させることで、当社との関係性の深いロイヤルカスタマーを増やすべく、会員プログラムの改定準備も進めました。

当社がお客様や社会から持続的なご支持を得るための「サステナビリティ推進」では、当社のサステナビリティ活動を「SARROWS (サローズ)」と名付け、社内外に理解浸透を図りました。「SARROWS」で定めている3つの活動目標の達成に向けて、環境配慮商品の定義付けやサプライチェーンに対する人権方針の策定等を進めました。

出退店については、トレンドマーケットで1店舗の出店、3店舗の退店、ミッド・トレンドマーケットで2店舗の出店、1店舗の退店、アウトレットで1店舗の出店、1店舗の退店を実施した結果、当連結会計年度末の小売店舗数は189店舗、アウトレットを含む総店舗数は215店舗となりました。

連結子会社の状況については、株式会社コーエン（決算月：1月）、海外子会社の台湾聯合艾諾股份有限公司（決算月：1月）とも増収となりました。出退店については、株式会社コーエンは2店舗の出店、14店舗の退店により当連結会計年度末の店舗数は75店舗、台湾聯合艾諾股份有限公司は1店舗の出店により当連結会計年度末の店舗数は8店舗となっています。

以上により、グループ全体での新規出店数は7店舗、退店数は19店舗、当連結会計年度末の店舗数は298店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前期比9.9%増の130,135百万円となりました。売上総利益は前期比13.7%増の67,178百万円となり、売上総利益率は前期から1.7ポイント増の51.6%となりました。これは在庫の調達をコントロールし、値引きを抑制したことなどによるものです。販売費及び一般管理費は各項目で売上回復に伴う変動費の増加などにより前期比5.9%増の60,816百万円となりました。

以上により、当連結会計年度の営業利益は6,362百万円（前期比278.0%増）、経常利益は6,900百万円（前期比144.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は4,341百万円（前期比492.6%増）となりました。

②設備投資の状況

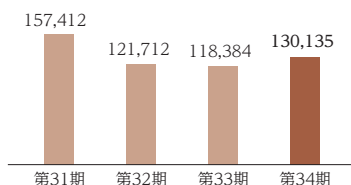
当連結会計年度の設備投資の総額は、1,136百万円であり、その主なものは、新規出店および既存店舗の改装投資、ならびにソフトウェアへの投資によるものであります。

③資金調達の状況

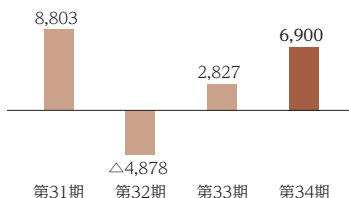
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

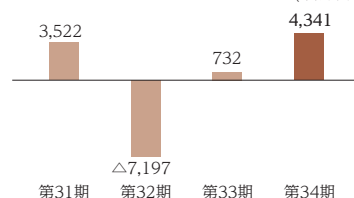
売上高 (百万円)



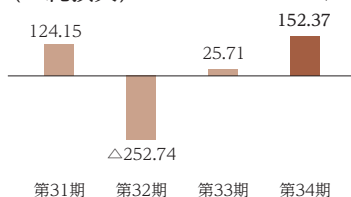
経常利益 (△損失) (百万円)



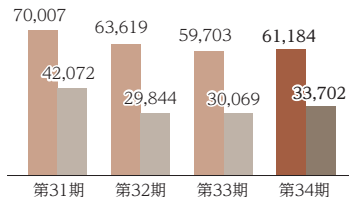
親会社株主に帰属する
当期純利益 (△純損失) (百万円)



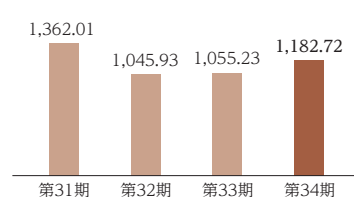
1株当たり当期純利益
(△純損失) (円)



総資産 / 純資産 (百万円)



1株当たり純資産 (円)



	第31期 (2020年3月期)	第32期 (2021年3月期)	第33期 (2022年3月期)	第34期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	157,412	121,712	118,384	130,135
経常利益 (△損失) (百万円)	8,803	△4,878	2,827	6,900
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失) (百万円)	3,522	△7,197	732	4,341
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	124.15	△252.74	25.71	152.37
総資産 (百万円)	70,007	63,619	59,703	61,184
純資産 (百万円)	42,072	29,844	30,069	33,702
1株当たり純資産 (円)	1,362.01	1,045.93	1,055.23	1,182.72

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数により算出してしております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合 又は所有割合	主要な事業内容
株式会社コーエン	100百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
台湾聯合艾諾股份有限公司	60百万新台幣ドル	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
悠艾（上海）商貿有限公司	50百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の小売

(4) 対処すべき課題

当社では経営理念および5つの価値創造の実現に向け、2023年5月に2033年3月期を最終年度とする長期ビジョン「美しい会社ユニテッドアローズ、真善美を追求し続けることでサステナブルな社会の実現に貢献し、お客様に愛され続ける高付加価値提供グループになる」を発表いたしました。

長期ビジョン達成時において、当社は高感度・高付加価値ライフスタイル提供グループでありたいと考えています。これは創業来掲げている日本の生活文化のスタンダードの創造であり、日本において高感度な生活をするために当社が欠かせない存在になるということです。ファッションを軸にした既存ドメインでの成長拡大に加え、非アパレル領域への進出も検討・実施し、業容と顧客層を拡大させることで生活文化のスタンダードの創造と長期ビジョンの達成を目指します。

長期ビジョンに基づく2033年3月期の定量目標として、以下を目指してまいります。

- ・連結売上高 2,500億円
- ・連結営業利益 250億円
- ・連結営業利益率 10.0%

また昨今、持続可能な社会の実現に向け、環境、社会、ガバナンスを重視した企業経営の重要性がますます高まっています。「5つの価値創造」を基本に、サステナビリティ課題への取組みを主体的に進めるため、2020年5月に「サプライチェーン」「資源」「コミュニティ」「人材」「ガバナンス」の5つのテーマを設定しました。

これらに加え、2022年8月には、小売業界・ファッション業界が持つ課題としてステークホルダーの皆様から特に注目の高い、「サーキュラリティ」「カーボンニュートラル」「ヒューマニティ」という3つのカテゴリーに紐づく数値について、2031年3月期を最終年度とした目標を設定しました。これらの目標の達成に向け具体的な取組みを進め、その進捗や活動内容を積極的に発信してまいります。

当社は、2026年3月期を最終年度とする中期経営計画「感動提供 お客様と深く広く繋がる」を発表しました。長期ビジョンの達成に向けた最初の3年間として、OMOの取組みを軸に既存のお客様との関係性を深めながら新たな事業開発を進め、業容とお客様層を拡大させていきます。

新中期経営計画は、UA CREATIVITY戦略、UA MULTI戦略、UA DIGITAL戦略の3つの戦略で構成されています。

UA CREATIVITY戦略

UA CREATIVITY戦略は既存事業の成長拡大、ブランド力の強化、株式会社コーエンの再成長の3項目を行います。

既存事業の成長拡大については、トップラインの成長と売上総利益率の向上を目指します。

トップラインの成長については、OMO推進による売上拡大、新規出店の再開を進めます。2022年3月に自社ECサイト「ユナイテッドアローズ オンライン」をリニューアルし、OMO施策を進める土台を作りました。以降、実店舗在庫との連動、スタイリングやオンライン接客など店舗スタッフの接客スキルのデジタル化など様々な取組みを進めています。これらの取組みを進化させつつ、ハウスカードプログラムの刷新、自社ECアプリのリニューアルを行うことで、アプリを軸にしてお客様との接点を拡大させながら、実店舗、ネット通販双方の売上強化を図ります。

売上総利益率の向上については、原価のコントロール、適量な在庫調達とプロパー消化率（*）の改善、ネット通販の売上総利益率改善を行います。原価上昇要因が続く中、緻密な価格設定と原価抑制策を進め、原価率を適正水準に維持します。適正量の在庫調達を行い、プロパー消化率を高めることで売上総利益率を向上させます。ネット通販についてもセール販売の抑制やオリジナル企画商品の売上強化を行い、売上総利益率を高めます。

（*）プロパー消化率：総仕入金額の内、プロパー（定価）で販売した金額の比率を指す。

ブランド力の強化については、人的資本への投資拡大、企業ブランドのリブランディングを進めます。

当社の競争力の源泉は、魅力的な商品を企画、調達するモノの力、それを高度な接客技術でお客様にお届けするヒトの力、お客様に快適で高揚感のある買い物体験を提供できるウツワの力であり、これらを支え、ブランド価値を構築するのは当社の人的資本である従業員です。本中期経営計画においては、従業員のエンゲージメントを向上させることで当社のブランド力を高めます。従業員自らが自発的に学習し、能力を高めていけるよう、ビジネススクール受講支援、資格取得支援などの教育体制を拡充します。タレントマネジメントシステムを積極的に活用し、従業員一人一人の経験、スキル、ビジョンを可視化し、今後の様々な取組みに対して適材適所の人員配置を進め、モチベーション高く業務を行える環境を整えます。あわせて新規採用を強化します。

企業ブランドのリブランディングは、新たな企業イメージを作り上げる新規ブランドを開発し、企業体そのものを一新させていく取組みです。ビジネス、フォーマルに強い、トラッドでコンサバティブ、信頼感、安心感があるという既存のポジティブなイメージを保ちつつ、さらにアクティブで、幅広い世代にアピールできる企業ブランドに再構築します。

連結子会社の株式会社コーエンについては、ニュートレンドマーケットにおいて確固たる地位を獲得するべく、成長拡大を図ります。

UA MULTI戦略

UA MULTI戦略は長期的に当社の価値提供の幅を広げるための戦略で、業容拡大に向けた事業開発、グローバル拡大を進めます。

業容拡大に向けた事業開発については、若年層を視野に入れた新規ブランド開発、ヨガ、ゴルフ、アウトドアなど近年スタートしたアパレル派生型ブランドの強化、アパレル以外の領域の検討・実施、当社のブランド力や商品開発力を活かした法人ビジネスの拡大を行います。

グローバル拡大については、新規出店による台湾事業の成長に加え、コロナ禍で一時中止していた中国市場に向けた取り組みを進めます。自社ECの多言語化対応を進めて越境ECを強化するほか、他国への卸販売も強化します。

UA DIGITAL戦略

UA DIGITAL戦略は今後の成長を見据えた設備投資を行い、企業運営を効率化させていく戦略で、OMOの推進、サプライチェーンの最適化を進めます。

OMOの推進についてはUA CREATIVITY戦略に含まれるハウスカードプログラムの刷新、自社ECアプリのリニューアルへの設備投資を行い、実店舗、オンラインストア、アプリが一体となった強固な販売体制を構築します。

サプライチェーンの最適化については、今後の業容拡大を視野に入れたインフラ投資を行います。商品企画から販売までをカバーする既存の商品管理基幹システムを、アパレル以外も含めた長期的な業容拡大に対応できるものに刷新します。並行して商品調達のデジタル化も進めて商品発注から納品までのステイタスを可視化させ、在庫調達の精度を上げ、運営の効率化を図ります。将来的な業容拡大を視野に入れた物流センターの再編も実施し、センター設備の強化、OMOに最適化させた体制整備を進めます。

中期経営計画に基づく2026年3月期の定量目標として、以下を目指してまいります。

- ・連結売上高 1,600~1,700億円
- ・連結営業利益 90~100億円
- ・連結営業利益率 5.6~5.9%
- ・連結ROE（自己資本当期純利益率）13.8~15.4%

当社は2026年3月期を最終年度とする中期経営計画の初年度となる2024年3月期のグループ経営方針として「感動提供 新しい価値提供に向けて踏み出す」を掲げています。この方針の実現に向けて、UA CREATIVITY戦略、UA MULTI戦略、UA DIGITAL戦略の3つの戦略を進めます。

UA CREATIVITY戦略では、新規出店とネット通販の強化による既存事業の成長、プロパー消化率の向上と適正な価格設定による売上総利益率の改善に向けて取り組みます。加えて、ブランド力の強化として従業員教育の拡充など人的資本への投資拡大、新たな企業イメージを作り上げる新規ブランドの開発準備を進めます。

UA MULTI戦略では、新規事業の開発準備、台湾事業の拡大、中国進出に向けた準備を進めます。

UA DIGITAL戦略では、ライフタイムバリュー（顧客生涯価値）の拡大に向けたハウスカードプログラムの刷新に加え、自社ECサイトの機能向上を進め、OMOを推進します。サプライチェーンの最適化に向けては、商品管理基幹システムの刷新準備を進めます。

2024年3月期の出店につきましては、株式会社ユナイテッドアローズでは新規出店9店舗、退店4店舗、期末店舗数220店舗、株式会社コーエンでは退店3店舗、期末店舗数72店舗、台湾聯合艾諾股份有限公司では8店舗体制を維持し、期末店舗数は300店舗を見込んでおります。

以上により、2024年3月期の連結業績予想につきましては、売上高138,300百万円（前期比6.3%増）、営業利益7,000百万円（前期比10.0%増）、経常利益7,420百万円（前期比7.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,830百万円（前期比11.2%増）を見込んでおります。

利益配当金につきましては、中間配当：1株につき17円、期末配当金：1株につき38円、年間配当金：1株につき55円（予想配当性向32.4%）とさせていただきます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、紳士服・婦人服などの衣料品ならびに関連商品の企画、仕入および販売を行っております。

なお、商品別の売上高および売上高構成比は次のとおりであります。

商品別	第34期 (当連結会計年度) 2023年3月期		(参考) 第33期 2022年3月期	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
メンズ	37,344	28.7	33,578	28.4
ウィメンズ	59,457	45.7	54,539	46.1
シルバー&レザー	551	0.4	602	0.5
雑貨等	2,381	1.8	2,151	1.8
その他	30,401	23.4	27,512	23.2
合計	130,135	100.0	118,384	100.0

- (注) 1. 「シルバー&レザー」とは株式会社ユナイテッドアローズにおける「CHROME HEARTS」ブランドの銀製装飾品および皮革製ウェア売上高です。
2. 数量については、商品内容が多岐にわたり、その表示が困難なため記載を省略しております。
3. 「その他」には、アウトレット、催事販売、連結子会社である株式会社コーエンおよび台湾聯合艾諾股份有限公司等の売上高が含まれております。

(6) 主要な事業所および店舗 (2023年3月31日現在)

①本社 東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号

②本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号

③店舗

(単位：店)

	期末店舗数		
	第34期 2023年3月期	第33期 2022年3月期	増減
当社グループ計	298	310	△12
株式会社ユナイテッドアローズ	215	216	△1
トレンドマーケット	104	106	△2
ミッド・トレンドマーケット	85	84	+1
アウトレット	26	26	—
株式会社コーエン	75	87	△12
台湾聯合艾諾股份有限公司	8	7	+1

- (注) 1. 株式会社ユナイテッドアローズトレンドマーケットには「ユナイテッドアローズ総合店」「ユナイテッドアローズ」「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」等が含まれております。
2. 株式会社ユナイテッドアローズミッド・トレンドマーケットには「ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」等が含まれております。

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,915名 (359) 名	298名減 (40) 名増

- (注) 1. 当社グループは紳士服・婦人服等の衣料品ならびに関連商品の企画・販売を行っている単一セグメント・単一事業部門であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を617名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由等により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよびアルバイト従業員の人数は () 内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,575名 (86) 名	251名減 (71) 名増	35.1歳	9.7年

- (注) 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を585名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由等により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよびアルバイト従業員の人数は () 内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,061百万円
株式会社りそな銀行	1,061百万円

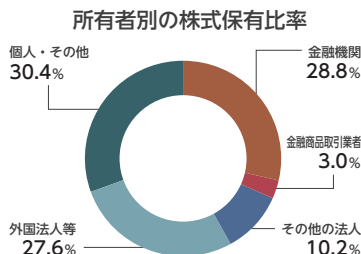
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

①発行可能株式総数	190,800,000株
②発行済株式の総数	30,213,676株
③株主数	22,270名
④大株主（上位10名）	



株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,390,600	15.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,695,800	9.46
重松 理	2,488,400	8.73
株式会社エー・ディー・エス	2,000,000	7.02
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	946,600	3.32
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/ C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	765,000	2.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	471,050	1.65
三菱UFJ信託銀行株式会社	428,000	1.50
瀧定名古屋株式会社	428,000	1.50
JP MORGAN CHASE BANK 385781	282,478	0.99

- (注) 1. 持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社の保有する自己株式1,718,392株は上記の表中には含めておりません。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	松崎善則	社長執行役員 CEO 株式会社コーエン 代表取締役 会長
取締役	木村竜哉	専務執行役員 COO 株式会社コーエン 代表取締役 社長
取締役	東浩之	常務執行役員 CHRO 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長 悠艾(上海)商貿有限公司 董事長
取締役 常勤監査等委員 (社外)	酒井由香里	大平洋金属株式会社 社外取締役 トーヨーカネツ株式会社 社外取締役
取締役 監査等委員 (社外)	倉橋雄作	中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士 兼松株式会社 社外監査役
取締役 監査等委員 (社外)	鷹野志穂	株式会社エトワ 代表取締役社長 藤田観光株式会社 社外取締役 カーライルジャパンLLC シニアアドバイザー

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 酒井由香里氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 酒井由香里氏は、金融機関等での業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役(監査等委員) 酒井由香里氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員) 酒井由香里氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後の異動は、次のとおりであります。

・当社における地位および担当ならびに子会社における重要な兼職の状況 (2023年4月1日付)

氏名	変更後	変更前
東浩之	取締役 常務執行役員 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長 悠艾(上海)商貿有限公司 董事長	取締役 常務執行役員 CHRO 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長 悠艾(上海)商貿有限公司 董事長

②事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
西川英彦	2022年6月27日	任期満了	取締役 監査等委員（社外）

③責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

④役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の全ての役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。また、当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しております。

⑤取締役の報酬等

a. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の種類別の額			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	計
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	3名	90百万円	48百万円	21百万円	160百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	34 (34)	— (—)	— (—)	34 (34)
合計	7	125	48	21	195

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2022年6月27日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役報酬に関する株主総会における決議内容は以下のとおりとなります。

区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	株主総会終結時点の 役員の員数
取締役（監査等委員である 取締役を除く。）	金銭報酬	年額350百万円以内 (使用人分給与を含まない。)	2020年6月19日 第31回定時株主総会	取締役6名
	譲渡制限付株式報酬	年額450百万円以内	2020年6月19日 第31回定時株主総会	取締役6名
取締役（監査等委員）	金銭報酬	年額200百万円以内	2016年6月23日 第27回定時株主総会	取締役（監査等委員）3名

4. 当事業年度の連結営業利益額は6,362百万円であります。なお、金銭による業績連動報酬等の業績指標の内容等は、事業報告47頁「2.(3)⑤b.(ii)役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）に関する業績指標の内容および報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。

5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、事業報告47頁「2.(3)⑤b.(iii)譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）に関する業績指標の内容、報酬等の内容および報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。当事業年度の業績指標に関しては、連結営業利益額は6,362百万円であり、連結自己資本利益率（ROE）は13.6%であります。なお、非金銭報酬等の額に含まれている譲渡制限付株式報酬の金額は21百万円であり、当事業年度の費用計上額となっております。

6. 当社の非業務執行取締役については、金銭による基本報酬のみを支給しております。

b. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月4日開催の取締役会で事前審議を行い、同月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(i) 基本報酬（金銭報酬）に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬については、月額固定報酬によるものとし、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、同業他社または同規模の他社の報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮した上で、役割、職務、職位の報酬基準に基づいて決定いたします。

(ii) 役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）に関する業績指標の内容および報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の役員賞与については、総額案を算定した後に各業務執行取締役への配分案を算定します。賞与総額案については、単年度業績のうち、連結営業利益の期初計画達成度に応じて算出される額を基準として、連結営業キャッシュ・フロー、連結ROEなどの経営指標を総合的に勘案した上で算定します。各業務執行取締役への配分は、取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど賞与係数（基本報酬と賞与の総額に占める賞与の割合）も高くなるよう設定されており、単年度経営目標に対するコミットメントをより強めることを目的としています。なお、連結営業利益が当初業績予想に対して一定の水準を下回る場合、賞与は原則として支給されません。役員賞与が支給される場合の支給総額案については、指名・報酬等委員会の諮問を経て、取締役会において決定され、事業年度末日から一定期間内に支給されるものとします。

(iii) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）に関する業績指標の内容、報酬等の内容および報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の譲渡制限付株式報酬は、株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、一定の譲渡制限期間内に中期経営計画を達成した場合には、その達成度合いに応じて譲渡制限が解除される仕組みを採る非金銭報酬です。譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるために支給される金銭報酬の額は、取締役の役割、職務、職位の報酬基準に基づいて決定いたします。取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど報酬全体に占める割合が高くなるよう設定されており、中期経営計画のコミットメントをより強めることを目的としています。また、業績達成により譲渡制限の解除される株式数については、譲渡制限期間における当社の連結営業利益額および連結自己資本利益率（ROE）の達成度その他対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した業績達成指標に応じて算定します。付与される譲渡制限付株式報酬は、原則として中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として当社に現物出資させることで、当社の普通株式を交付いたします。3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額および具体的な支給時期については、指名・報酬等委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して、取締役会において決定するものといたします。

- (iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の報酬は「固定報酬」、「役員賞与」および「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。「役員賞与」および「譲渡制限付株式報酬」が標準額であった場合、原則として報酬構成は①固定報酬（現金支給：49-56%程度）②役員賞与（現金支給：20-22%程度）③譲渡制限付株式報酬（株式支給：22-31%）の比率で決定いたします。

報酬構成割合 ^{※1}	固定報酬 49～56%程度	役員賞与 20～22%程度	譲渡制限付株式 22～31%程度
支給形式	金銭		株式

(注) 1. 取締役の職務等に応じて、構成比率は異なります。

2. 上記の図は一定の会社業績および当社株価をもとに算出したイメージであり、会社業績の変動等に応じて上記割合も変動します。

- (v) 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区分して、株主総会において定められた総額の範囲内において、各取締役へ配分するものとします。そのうち、基本報酬（金銭報酬）は、月額固定報酬のため、年俸の12分の1を月給として、毎月所定の日付に支給されるものとします。なお、役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）および譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）の支給のタイミングは、上記(ii)および(iii)のとおりです。

- (vi) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

当社は、独立社外取締役の適切な助言を得ることで、報酬等の決定に関する透明性および公正性をより向上させるため、指名・報酬等委員会を設置しております。当社の監査等委員以外の取締役の個別の報酬決定手続としては、上記方針に従い、株主総会の承認によって定められた枠内で、取締役会の決議に基づき決定しています。かかる決定に際しては、指名・報酬等委員会の諮問を経て、その審議および答申内容を踏まえることとしております。なお、指名・報酬等委員会は、上記に加え、取締役報酬等に関する方針、構成、報酬テーブルや算定ルールについての妥当性の検証や改定案の提示等を行います。

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役会は、代表取締役 社長執行役員 松崎善則氏に対し、各取締役の基本報酬の額および役員賞与（業績連動報酬等）の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務執行等の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容および金額の基準となる報酬テーブル等の決定にあたっては、事前に指名・報酬等委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（常勤監査等委員）酒井由香里氏は、大平洋金属株式会社の社外取締役およびトヨーカネツ株式会社の社外取締役であります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）倉橋雄作氏は、中村・角田・松本法律事務所のパートナー弁護士および兼松株式会社の社外監査役であります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）鷹野志穂氏は、株式会社エトワの代表取締役社長、藤田観光株式会社の社外取締役およびカーライルジャパンLLCのシニアアドバイザーであります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 常勤監査等委員	酒 井 由香里	<p>【取締役 常勤監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会17回のうち全てに出席し、また監査等委員会13回のうち全てに出席しました。主に財務・会計を含む金融関連知識およびダイバーシティの観点から積極的な発言を行っており、常勤監査等委員の立場から、監督・助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>【指名・報酬等委員会 委員長】 当事業年度に開催した指名・報酬等委員会5回のうち全てに出席し、同委員長として、客観的・中立的立場で、役員の指名や報酬等のコーポレートガバナンスに関する決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 監査等委員	倉 橋 雄 作	<p>【取締役 監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会17回のうち全てに出席し、また監査等委員会13回のうち全てに出席しました。主に弁護士としての専門的な見地から積極的な発言を行っており、特に法的観点における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>【指名・報酬等委員会 委員】 当事業年度に開催した指名・報酬等委員会5回のうち全てに出席し、同委員として、コーポレートガバナンスや内部統制に関する豊富な知見から必要な発言を行っており、客観的・中立的立場で、経営体制の強化やサクセッションプラン等の決定プロセスに関して、必要十分な監督および助言機能を担っております。</p>

		出席状況、発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員	鷹野志穂	<p>【取締役 監査等委員】</p> <p>社外取締役就任後に開催した取締役会13回のうち全てに出席し、また監査等委員会10回のうち全てに出席しました。主にマーケティング等に関する豊かな経験や長年の経営者としての深い知見から積極的な発言を行っており、特に経営全般における客観的かつ中立的な助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>【指名・報酬等委員会 委員】</p> <p>社外取締役就任後に開催した指名・報酬等委員会4回のうち全てに出席し、同委員として、他社の取締役経験による豊富な知見から必要な発言を行っており、客観的・中立的立場で、経営体制の強化やサクセッションプラン等の決定プロセスに関して、必要十分な監督および助言機能を担っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の詳細および報酬見積りの算定根拠について必要な確認を行い、審議を行った結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
3. 当社の子会社である台湾聯合艾諾股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行状況等から、その適格性や独立性に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づきこれを株主総会に提出いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス体制を整備し、業務の健全性を確保することによって当社グループの社会的信頼を確保し、以て経営理念の実現に資することを目的として「コンプライアンス規程」を定める。役職員は、コンプライアンスの実践に際して、本規程に基づく「ユナイテッドアローズグループ行動指針」をその行動規範とする。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて、当社グループへの社会的信頼を確保するための各種の取組みを推進し、経営理念の実現を企図する。
- ② コンプライアンスを全社的かつ実効的に推進すべく「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する方針、活動計画及び教育計画の検討・承認、並びにコンプライアンス上の課題の検討等を行う。
- ③ コンプライアンス上疑義のある行為が発生・発覚した場合には、取締役、執行役員及び従業員が「内部通報規程」に則り、外部機関に匿名で通報できる「内部通報制度」を設け、どんなに小さな不正や不祥事をも見逃さない企業風土を醸成することとする。また、会社は通報内容を秘匿扱いとし、通報者に対して不利な扱いを行わないこととする。
- ④ 職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により各部署、各職責ごとの職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。
- ⑤ 社長直轄の「内部監査室」が定期的に各店舗・各部署の内部監査を実施し、法令、定款への適合状況及び社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。

2. 情報の保存及び管理体制

- ① 職務執行にかかる情報については「文書管理規程」に基づき、情報種別に応じた保存期間を定め管理することとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② システム内に保存されている文書についても、情報システムに関する社内ルール、ガイドラインに基づいて閲覧権限を設定し、経営上の重要情報の保存、管理を徹底することとする。

3. リスクマネジメント体制

- ① リスクマネジメント体制を整備し、リスクの発生の防止またはリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることによって、経営理念の実現に資することを目的として「リスク管理規程」を定める。役職員は、リスクマネジメントを自律的に実践すべく、その業務の執行に際して、経営理念の実現を阻害するリスクの把握と対処に努める。
- ② リスクマネジメントを全社的かつ実効的に推進すべく「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントに関する方針、活動計画及び教育計画の検討・承認、重要リスクの評価・選定及びその対応策の検討・承認、並びにリスクマネジメント上の課題の検討等を行う。
- ③ 危機発生時には「対策本部」を立ち上げ、情報を集中管理のうえ対応を行うこととする。
- ④ 当社を取り巻く環境変化に伴い、各部門において常にリスク要因の見直しを行うとともに、規程や各種マニュアル整備を継続し、リスクの未然防止と危機発生時の適切な対応の両面からの体制整備を行うこととする。

4. 効率的な職務執行体制

- ① 取締役としての職務執行上の意思決定は、法令及び「取締役会規則」、「職務権限規程」等に則り行われることとする。
- ② 定時取締役会は月1回開催することとし、決議事項の審議と業務の執行状況や業績について報告を受けることとする。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役間で随時打ち合わせを行うこととする。また、原則毎週開催される「経営会議」にて社内取締役が重要事項の討議や決議を行う体制を確立し、十分な議論の場の確保と経営スピードの向上の両立を図る。
- ③ 執行役員制度を導入することにより、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における意思決定と監督機能を強化している。

5. グループマネジメント体制

- ① 子会社については、各社の自主的な運営を重んじつつ「関係会社管理規程」に基づいて子会社管理の基本方針や体制を定め、この規程に沿って、業務上の重要事項についての必要な決裁や報告制度等の管理体制を整備する。また、状況に応じて当社より子会社へ取締役及び監査役を派遣することで、業務の適正化を図るとともに、各子会社における取締役会での報告等を通じて営業面の現況を把握する体制を整備することで業務の効率化を図るものとする。
- ② 当社では、子会社の管理面（規程や職務権限等）や、コンプライアンス、リスクマネジメントの体制整備については、各関係部門が連携して必要に応じて指導、支援を行うと同時に、内部通報制度等の仕組みを子会社へも展開することで、当社グループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
- ③ 当社の「内部監査室」が子会社に対しても内部監査を実施することにより、法令、定款への適合状況や社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。
- ④ 財務報告に係る内部統制は、子会社も含めた必要な体制構築を継続的に行うことで、財務報告の信頼性、ひいては社会的信頼性を確保、向上し続けるものとする。

6. 監査等委員会の監査体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき兼任の使用人を置いており、この使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するためにその任命、異動、評価、懲戒等については監査等委員会と協議の上決定することとする。
- ② 上記使用人への監査等委員会の指示の実効性を確保するために、その使用人への必要な調査権限の付与や各部署の協力体制等を確保することとする。
- ③ 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を与える、あるいは与えるおそれのある重要な事項について当社の監査等委員会又は監査等委員に速やかに報告する。
- ④ 内部監査やリスクマネジメント委員会等で識別されたリスク等は、当社の監査等委員会へ定期的に報告される体制とする。
- ⑤ 当社の監査等委員会又は監査等委員に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として降格や減給等の不利な扱いを受けないことを確保する体制とし、その旨を周知徹底する。
- ⑥ 当社の監査等委員会又は監査等委員は、当社グループの取締役会等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、各社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて各社の取締役、執行役員及び従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりすることができる。
- ⑦ 当社の監査等委員会は、会計監査人、弁護士その他の外部アドバイザーを適宜活用できる。
- ⑧ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときには、その費用等が職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じる。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 当社グループでは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然たる態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- ② 当社は「総務法務部」を対応部署とし、顧問弁護士や警察及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関ならびに各地区の防犯顧問と連携して、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行うものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。なお、業務の適正を確保するための体制については、運用状況を定期的に確認した上で、必要に応じて見直しを行っております。

1. リスク管理およびコンプライアンスに関する体制の運用状況

- ① 当事業年度は、定例の「リスクマネジメント委員会」を12回開催し、同委員会の中で特に「情報セキュリティ」及び「サステナビリティ」に関するリスクに焦点を当てた情報共有や討議を四半期ごとに行いました。また、定例の「コンプライアンス委員会」を4回開催し、それらの活動内容の概要は監査等委員会にも報告・共有されました。
- ② 公益通報者保護法の改正やその指針を踏まえ、2022年10月1日付で「内部通報規程」を一部改定するとともに、その制度の周知状況を図るべく、毎年人事部主導で全従業員を対象に行っている「従業員意識調査」内で同制度に関するアンケートを実施しました。なお、内部通報制度は適切に運用されました。
- ③ 昨今の社会情勢の変化や、当社内で発生したトラブル等を踏まえたコンプライアンス上特に留意すべき事項等を「コンプライアンスマニュアル」に追加し、その啓蒙に活用しました。
- ④ 全社的な取り組みとして半期に一度、職種に応じたWebテストやコンプライアンス研修等の啓蒙活動を実施するとともに、緊急事態における迅速な情報集約訓練や標的型メールに対する訓練等を実施しました。
- ⑤ 「リスク管理規程」に基づき、頻発する自然災害に対する注意喚起や被害状況の迅速な把握を行いました。また、同規程に基づき設置している新型コロナウイルス対策本部を中心に、新型コロナウイルスに関する情報の収集・共有や各種の対応等を実施しました。

2. 職務執行の適正および効率性の確保に関する体制の運用状況

- ① 当事業年度においては、取締役会を17回（うち定時取締役会12回、臨時取締役会5回）開催しました。中期経営計画や単年度経営方針に基づいた活発な意見交換が行われ、適切な意思決定と監督機能の実効性が確保されています。
- ② 取締役会の実効性につき評価を行い、その結果に基づき、取締役会の運営の改善に努めました。

3. 当社グループの管理体制の運用状況

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、適宜、当社と子会社の管理担当者との情報共有を図ることによって、グループとしての業務の適正と効率的な運営に繋がりました。なお、上記「リスクマネジメント委員会」及び「コンプライアンス委員会」には、主要な関係会社の管理担当役員も参加しました。
- ② 子会社の規程類を随時見直し、グループとしての統一運用を図るべき部分については改定を実施いたしました。また、法改正等への対応についてはグループ全体で漏れなく規程改定が行われるよう、関係各部にて連携しつつ対応を行いました。
- ③ 当社「内部監査室」が子会社に対して継続して内部監査を実施することによって、モニタリング体制を維持しました。
- ④ 重要な子会社については、同社の幹部社員に対するリスクアンケート等を実施し、重要なリスクを把握する等、リスク管理体制を整備しました。

4. 監査等委員会の監査体制の運用状況

- ① 当事業年度においては、監査等委員会を13回（うち定時監査等委員会11回、臨時監査等委員会2回）開催しました。
- ② 内部通報制度等により把握された当社グループのコンプライアンス上疑義のある行為や、「リスクマネジメント委員会」等で識別されたリスクについては、監査等委員会に対して適宜報告されています。
- ③ 「三様監査体制」に基づき各種情報交換等を進めてまいりました。

5. 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況

- ① 新規契約先に対しては、反社会的勢力に該当しない旨の宣誓を取得するよう努める他、契約後においても必要に応じて調査を実施しました。
- ② 外部機関等を通じ、反社会的勢力排除に向けた情報の収集および相談体制の強化を図りました。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	41,604
現金及び預金	8,562
受取手形及び売掛金	109
商品	20,128
貯蔵品	511
未収入金	11,398
その他	893
固定資産	19,580
有形固定資産	4,966
建物及び構築物	3,320
機械及び装置	676
土地	569
建設仮勘定	92
その他	307
無形固定資産	1,682
その他	1,682
投資その他の資産	12,930
差入保証金	6,626
繰延税金資産	3,235
その他	3,068
資産合計	61,184

科目	金額
負債の部	
流動負債	23,451
支払手形及び買掛金	9,729
短期借入金	2,504
未払金	4,266
未払法人税等	1,303
賞与引当金	2,017
役員賞与引当金	48
店舗閉鎖損失引当金	136
資産除去債務	237
その他	3,207
固定負債	4,030
資産除去債務	4,002
その他	27
負債合計	27,482
純資産の部	33,702
株主資本	33,897
資本金	3,030
資本剰余金	4,444
利益剰余金	31,429
自己株式	△5,006
その他の包括利益累計額	△195
為替換算調整勘定	△195
純資産合計	33,702
負債純資産合計	61,184

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	130,135
売上原価	62,956
売上総利益	67,178
販売費及び一般管理費	60,816
営業利益	6,362
営業外収益	585
受取利息	0
保険配当金	24
為替差益	10
受取賃貸料	13
仕入割引	55
受取手数料	7
助成金収入	8
持分法による投資利益	348
その他	117
営業外費用	46
支払利息	13
賃貸費用	12
その他	20
経常利益	6,900
特別利益	0
その他	0
特別損失	352
固定資産除却損	36
減損損失	164
店舗閉鎖損失引当金繰入額	136
賃貸借契約解約損	15
税金等調整前当期純利益	6,548
法人税、住民税及び事業税	1,300
法人税等調整額	905
当期純利益	4,341
親会社株主に帰属する当期純利益	4,341

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日 残高	3,030	4,415	27,771	△5,006	30,210
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△683		△683
親会社株主に帰属する当期純利益			4,341		4,341
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬		29			29
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	29	3,658	△0	3,687
2023年3月31日 残高	3,030	4,444	31,429	△5,006	33,897

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2022年4月1日 残高	△141	△141	30,069
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△683
親会社株主に帰属する当期純利益			4,341
自己株式の取得			△0
譲渡制限付株式報酬			29
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△54	△54	△54
連結会計年度中の変動額合計	△54	△54	3,632
2023年3月31日 残高	△195	△195	33,702

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	(株)コーエン 台湾聯合艾諾股份有限公司 悠艾（上海）商貿有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

関連会社 CHROME HEARTS JP合同会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)コーエンと台湾聯合艾諾股份有限公司の決算日は、1月31日であります。また、悠艾（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (a) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | |
|-------------|
| その他有価証券 |
| ・市場価格のないもの |
| 移動平均法による原価法 |
- (b) デリバティブ取引により生ずる債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
- 時価法
- (c) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- | | |
|-----|---------|
| 商品 | 総平均法 |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 …………… 建物（建物附属設備は除く）
- ・2007年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。
 - ・2007年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。
- 建物以外
- ・2007年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
 - ・2007年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。
- ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- 無形固定資産 …………… ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(c) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(d) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産・負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ 収益の計上基準

(a) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

(商品の販売) 顧客に商品を引き渡す履行義務

(自社ポイント) 顧客がポイントを行使した時に値引き等を提供する履行義務

(b) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点)

(商品の販売) 顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、インターネット等の通信販売及び卸売については商品を出荷した時点で収益を認識しております。

(自社ポイント) 顧客がポイントを行使した時点で収益を認識しております。

(c) 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別

(代理人取引) 一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

なお、当該変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
商品	20,128
商品の簿価の切下額	1,061

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価についての判断にあたり、過去実績及び将来の在庫消化予測に基づく棚卸資産評価を実施しており、商品ブランド別に在庫年齢単位で分類されたグループ毎の原価割れ販売実績率及び在庫消化見込み額を算定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は徐々に収束に向かいつつあり、新型コロナウイルス感染症が、当社グループの将来収益に与える影響からの回復基調が2024年3月期以降も継続するとの仮定のもと商品在庫の原価割れ販売実績率及び在庫消化見込額を見積っております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の原価割れ販売実績率及び在庫消化額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品の簿価の切下額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	4,966
減損損失	164

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損判定を実施する際の回収可能価額は、取締役会にて承認された翌連結会計年度の予算及び中期経営計画等の将来業績予測を基礎とする使用価値に基づき算定しております。これを超える期間（新規出店もしくは全面改装を起算とし10年経過する時点まで）のキャッシュ・フローについては、一定の売上高成長率を用いております。なお、使用価値は、見積キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は徐々に収束に向かいつつあり、新型コロナウイルス感染症が、当社グループの将来収益に与える影響からの回復基調が2024年3月期以降も継続するとの仮定のもと使用価値を見積っております。

なお、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 19,655百万円

(注) なお、上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

契約負債 716百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,213,676	-	-	30,213,676

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,718,367	25	-	1,718,392

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加25株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	341	12	2022年3月31日	2022年6月28日
2022年11月7日 取締役会	普通株式	341	12	2022年9月30日	2022年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	997	35	2023年3月31日	2023年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、紳士服・婦人服等の衣料品並びに関連商品の企画・仕入及び販売等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部または全額が回収できないリスクがあります。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で1年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 差入保証金	6,626	6,373	△252
資産計	6,626	6,373	△252

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）
現金及び預金	8,562
受取手形及び売掛金	109
未収入金	11,398

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）
短期借入金	2,504	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	6,373	—	6,373
資産計	—	6,373	—	6,373

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、リスクフリーレート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (百万円)
小売	92,949
ネット通販	35,623
卸売	363
その他	1,199
顧客との契約から生じる収益	130,135

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、顧客への販売に伴って付与する自社ポイントであり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた契約負債は「5. 連結貸借対照表に関する注記」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,182円72銭
1株当たり当期純利益	152円37銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 取得の理由

資本効率の向上、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行

(2) 取得する株式の種類

当社普通株式

(3) 取得する株式の数

1,300,000株（上限）

(4) 株式取得価額の総額

2,000百万円（上限）

(5) 自己株式取得の期間

2023年5月11日から2023年7月31日まで

(6) 取得方法

東京証券取引所における市場買付

11. その他の注記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は徐々に収束に向かいつつあり、新型コロナウイルス感染症が、当社グループの将来収益に与える影響からの回復基調が2024年3月期以降も継続するとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	36,887
現金及び預金	7,398
商品	18,631
貯蔵品	511
前渡金	51
前払費用	705
未収入金	9,365
その他	223
固定資産	20,188
有形固定資産	4,966
建物及び構築物	3,320
機械及び装置	676
工具、器具及び備品	307
土地	569
建設仮勘定	92
無形固定資産	1,676
ソフトウェア	957
その他	719
投資その他の資産	13,545
関係会社株式	50
関係会社出資金	2,111
関係会社長期貸付金	3,530
長期前払費用	2,092
繰延税金資産	3,230
差入保証金	5,820
関係会社貸倒引当金	△3,289
資産合計	57,075

科目	金額
負債の部	
流動負債	19,295
買掛金	8,734
未払金	3,943
未払費用	49
未払法人税等	1,290
預り金	99
前受収益	36
賞与引当金	1,928
役員賞与引当金	48
店舗閉鎖損失引当金	136
資産除去債務	185
その他	2,842
固定負債	4,475
関係会社債務保証損失引当金	912
資産除去債務	3,535
その他	27
負債合計	23,770
純資産の部	
株主資本	33,305
資本金	3,030
資本剰余金	4,124
資本準備金	4,095
その他資本剰余金	29
利益剰余金	31,157
利益準備金	31
その他利益剰余金	31,126
自己株式	△5,006
純資産合計	33,305
負債純資産合計	57,075

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	118,434
売上原価	57,563
売上総利益	60,870
販売費及び一般管理費	54,440
営業利益	6,430
営業外収益	625
受取利息	8
受取配当金	348
保険配当金	24
為替差益	13
受取賃貸料	14
仕入割引	55
受取手数料	7
助成金収入	2
その他	150
営業外費用	338
支払利息	5
賃貸費用	14
関係会社貸倒引当金繰入額	298
その他	19
経常利益	6,717
特別利益	142
関係会社出資金売却益	142
その他	0
特別損失	244
固定資産除却損	36
減損損失	71
店舗閉鎖損失引当金繰入額	136
税引前当期純利益	6,615
法人税、住民税及び事業税	1,287
法人税等調整額	824
当期純利益	4,503

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
2022年4月1日 残高	3,030	4,095	－	31	27,306	△5,006	29,456
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△683		△683
当期純利益					4,503		4,503
自己株式の取得						△0	△0
譲渡制限付株式報酬			29				29
事業年度中の変動額合計	－	－	29	－	3,819	△0	3,849
2023年3月31日 残高	3,030	4,095	29	31	31,126	△5,006	33,305

項目	純資産合計
2022年4月1日 残高	29,456
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△683
当期純利益	4,503
自己株式の取得	△0
譲渡制限付株式報酬	29
事業年度中の変動額合計	3,849
2023年3月31日 残高	33,305

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …………… 総平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……………

建物（建物附属設備は除く）

・ 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

・ 2007年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

・ 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

・ 2007年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産 ……………

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 長期前払費用 ……………

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社貸倒引当金

関係会社に対する債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

- ④ 役員賞与引当金
役員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。
- ⑤ 店舗閉鎖損失引当金
店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。
- ⑥ 関係会社債務保証損失引当金
関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
(商品の販売) 顧客に商品を引き渡す履行義務
(自社ポイント) 顧客がポイントを行使した時に値引き等を提供する履行義務
- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点)
(商品の販売) 顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
ただし、インターネット等の通信販売及び卸売については商品を出荷した時点で収益を認識しております。
(自社ポイント) 顧客がポイントを行使した時点で収益を認識しております。
- ③ 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別
(代理人取引) 一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
商品	18,631
商品の簿価の切下額	901

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価についての判断にあたり、過去実績及び将来の在庫消化予測に基づく棚卸資産評価を実施しており、商品ブランド別に在庫年齢単位で分類されたグループ毎の原価割れ販売実績率及び在庫消化見込み額を算定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は徐々に収束に向かいつつあり、新型コロナウイルス感染症が、当社の将来収益に与える影響からの回復基調が2024年3月期以降も継続するとの仮定のもと商品在庫の原価割れ販売実績率及び在庫消化見込額を見積っております。

なお、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の原価割れ販売実績率及び在庫消化額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、商品の簿価の切下額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	4,966
減損損失	71

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損判定を実施する際の回収可能価額は、取締役会にて承認された翌事業年度の予算及び中期経営計画等の将来業績予測を基礎とする使用価値に基づき算定しております。これを超える期間（新規出店もしくは全面改装を起算とし10年経過する時点まで）のキャッシュ・フローについては、一定の売上高成長率を用いております。なお、使用価値は、見積キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は徐々に収束に向かいつつあり、新型コロナウイルス感染症が、当社の将来収益に与える影響からの回復基調が2024年3月期以降も継続するとの仮定のもと使用価値を見積っております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 17,543百万円

(注) なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権 109百万円

関係会社に対する短期金銭債務 136百万円

関係会社に対する長期金銭債権 3,530百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 376百万円

仕入高 851百万円

営業費用 2百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益 438百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,718,392株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
一括償却資産	13百万円
未払事業税	118百万円
賞与引当金	590百万円
減損損失	825百万円
商品評価損	256百万円
サンプル商品評価損	95百万円
資産除去債務	1,139百万円
事業譲渡益	96百万円
関係会社株式評価損	92百万円
関係会社貸倒引当金	1,007百万円
関係会社債務保証損失引当金	279百万円
繰越欠損金	1,160百万円
その他	447百万円
繰延税金資産小計	6,122百万円
評価性引当額	△2,670百万円
繰延税金資産合計	3,451百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△220百万円
繰延税金負債合計	△220百万円
繰延税金資産の純額	3,230百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種類	会社等 の名称	資本金 又は 出資 金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員兼 任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 コーエン	100百万円	衣料品 及びの 品の 販売	所有 直接 100.0	役員 兼任 4名	—	資金の貸 付 (注) 2 (3)	1,918	長期貸 付金 (注) 3	2,000
							資金の回 収	818		
							利息受取 (注) 2 (3)	3	—	—
子会社	台湾聯合 艾諾股份 有限公司	60百万 新台幣 ドル	衣料品 及びの 品の 販売	所有 直接 100.0	役員 兼任 3名	—	資金の貸 付 (注) 1、2 (3)	456	長期貸 付金 (注) 4	1,530
							資金の回 収 (注) 1	591		
							利息受取 (注) 1、2 (3)	5	—	—

役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は会社 等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員 の過 半数 を有 する (当社 を 含む)	有限会社 オスカー	88	衣料品 販売、 船舶及 両輪車 の 販売	—	顧問	顧問料 の支払 (注) 2 (1) 業務受託 (注) 2 (2)	16 7	未収入金	1

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には為替差損益が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 顧問料の支払については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- (2) 業務委託料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
- (3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- なお、担保は受け入れておりません。
3. 株式会社コーエンへの長期貸付金（貸倒懸念債権）に対し、2,000百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、1,100百万円の貸倒引当金繰入額及び、912百万円の債務保証損失引当金をそれぞれ計上しております。なお、当事業年度において、587百万円の債務保証損失引当金戻入益及び、255百万円の事業損失引当金戻入益を計上し、損益計算書上、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。
4. 台湾聯合艾諾股份有限公司への長期貸付金（貸倒懸念債権）に対し、1,289百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、41百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,168円79銭
1株当たり当期純利益	158円05銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

詳細につきましては、連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

14. その他の注記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は徐々に収束に向かいつつあり、新型コロナウイルス感染症が、当社の将来収益に与える影響からの回復基調が2024年3月期以降も継続するとの仮定を置き、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社 ユナイテッドアローズ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広瀬 勉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大辻 隼人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニテッドアローズの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニテッドアローズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社 ユナイテッドアローズ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広瀬 勉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大辻 隼人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニテッドアローズの2022年4月1日から2023年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社ユニテッドアローズ監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役)	酒井由香里 ㊟
監査等委員 (社外取締役)	倉橋雄作 ㊟
監査等委員 (社外取締役)	鷹野志穂 ㊟

以上

Venue & Access Information

第34回定時株主総会会場のご案内

場所 / 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階 大手町三井ホール

交通 / 「大手町駅」下車 C4・C5出口より地下通路直結
東京メトロ 千代田線・半蔵門線・丸ノ内線
東西線・都営地下鉄 三田線



UNITED ARROWS LTD.

株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布・懇親会の開催はございません。
あらかじめご承知おきますよう、お願い申し上げます。